

## 神戸市ライフパートナー制度について（案）

## 1. 趣旨

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施する。

## 2. 制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係である二人が、ライフパートナーとして市に対して宣誓を行い、市が受領証及び受領証カードを交付する。

ライフパートナーの具体例は、事実婚の関係にあるカップル、一方若しくは双方が性的マイノリティのカップル等、双方が生活していくうえで、お互い支えあい、欠かすことができない関係と認めあう二人の関係とする。

## 3. 対象者の要件

ライフパートナーの宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が満 18 歳以上であること
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、若しくはライフパートナーの関係を形成していないこと。
- (4) 近親者の関係にないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除く。

## 4. 宣誓の方法等

宣誓しようとする者は、宣誓書に次に掲げる書類を添えて提出する。

(手続きは福祉局人権推進課で行う予定)

(必要書類)

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本又は独身証明書、外国籍の方は婚姻要件具備証明書等)

(本人確認書類)

宣誓しようとする者は、本人を確認するものとして、次のいずれかに該当するものを提示する。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格者証であって本人の顔写真が確認できるもの

(5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と認める書類  
※社会生活の中で、日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することも可能。その際は、日常的に使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出する。

#### 5. 受領証等の交付

宣誓者が対象者要件を満たしていると認めるときは、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード(携帯用)を交付する。

なお、ライフパートナー制度は、婚姻のような法的効果が生じるものではない。

#### 6. 変更の届出等

宣誓者は、宣誓書の記載内容に変更が生じたときは、受領証等及びその変更が確認できる書類を添えて、宣誓内容変更届の提出が必要。

#### 7. 記載内容等証明書の交付

宣誓者は、申請により、宣誓書記載内容等証明書の交付を受けることができる。

#### 8. 受領証等の返還

宣誓者が次のいずれかに該当するときは、該当したときから宣誓書等を無効とし、受領証返還届を提出し、受領証等の返還が必要

- (1) ライフパートナーの関係が解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 前各号のほか、虚偽の事実が判明したとき

#### 9. 受領証等の再交付

宣誓者は、受領証等を紛失し、又は著しく毀損したときは、申請より再交付を受けることができる。

#### 10. 市からの定期連絡

宣誓内容に変更がないか等を確認するため、3年ごとに宣誓者に連絡を行う。

#### 11. 行政サービスの適用

市営住宅の入居者資格等の行政サービス適用について、関係部局と調整する。

#### 12. 根拠規定

「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」を制定する。

#### 13. 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月下旬～11月下旬	市民の意見提出手続き
11月末頃	市民の意見提出手続き結果報告
12月上旬	制度実施に向けた広報
12月下旬	制度開始